

令和 7 年度補正予算及び 令和 8 年度予算（案）等について

令和 8 (2026) 年 1 月
文 部 科 学 省 研 究 振 興 局
学 術 研 究 推 進 課



科研費・創発事業による若手・新領域支援の一体改革

(若手研究者を中心とした挑戦的・国際的・創発的研究への支援)

令和8年度予算額(案)

2,479億円

(前年度予算額)

2,379億円

令和7年度補正予算額

433億円

背景・課題

- 我が国の研究力は、Top10%論文数等の指標からも相対的に低下傾向となっている中、研究トピックの後追いや研究活動の国際性の低さが指摘されている。
- このため、我が国の研究力強化のためには、**若手研究者を中心に既存の学問体系に捉われないチャレンジングな研究への挑戦を後押し**するとともに、**国際ネットワークへの参入を支援**することが重要であり、**若手研究者を中心とした挑戦的・国際的・創発的研究への支援を強化**する。

統合イノベーション戦略2025（令和7年6月6日閣議決定）

- ・既存の学問体系に捉われない研究テーマを後押しするため、科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）等の競争的研究費を通じて研究力の一層の強化、科研費における国際性・若手研究者支援・創発的研究支援等を通して研究環境改善を推進する。

経済財政運営と改革の基本方針2025（令和7年6月13日閣議決定）

- ・科研費等の競争的研究費の充実を通じた研究力の一層の強化に取り組むべく、支援の在り方を検討する。

新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（令和7年6月13日閣議決定）

- ・若手研究者を中心とした挑戦的・国際的・創発的研究への支援の積極的な拡充や、国際共同研究支援の拡充に取り組む。

「強い経済」を実現する総合経済対策（令和7年11月21日閣議決定）

- ・科学研究費助成事業について、国際的研究への支援強化や若手研究者の研究時間確保のための全面基金化に向けた取組を推進することなどを通じ、大幅に拡充する。若手研究者による創発的研究への支援を強化する（略）。

令和7年度補正予算及び令和8年度予算（案）の骨子

① 科研費 科学研究費助成事業

2,479億円（前年度予算額 2,379億円）
【令和7年度補正予算額 300億円】

全分野の「学術研究」を支援する研究者の自由な発想に基づくボトムアップ型の競争的研究費

- ピア・レビュー（※）による厳正な審査を行い、採択率約27%（応募件数10万件）の競争を経て独創的・先駆的な研究を採択
- 研究の多様性と裾野の広がりを確保することにより、新たなイノベーションの芽を創出
- 最新の研究成果を広く公開することで、すみやかに産業界や社会へ還元
- 研究者のキャリアアップや研究テーマの進展に応じて柔軟に選択できる研究種目を設定
- 研究種目、審査システム、研究費の使い勝手等について不断の見直しを実施

（※年齢構成や研究機関のバランスを考慮して選ばれた当該分野に精通する研究者による審査。毎年審査委員の3分の1を改選）

1. 若手・新領域支援の一体改革・拡充

研究のブレークスルーをもたらすアイデアを重視し、既存の学問体系の変革を目指す「挑戦的研究（萌芽）」において、若手研究者の挑戦を積極的に促すための若手支援強化枠を設定するとともに、「学術変革領域研究（B）」「基盤研究（S）」の基金化により若手研究者の研究時間を確保し、新興・融合領域研究を活性化

2. 国際的な研究への支援強化

若手研究者を中心に、国際的な研究への支援を一層強化するとともに、若手研究者の応募が多い「基盤研究（B）」において、国際性を發揮することができる研究に対する研究費の重点配分を拡充

② 創発的研究支援事業

【令和7年度補正予算額 133億円】

（※令和元年度補正予算から基金により支援実施中）

独立前後の若手研究者（※）を対象に、7年間（最長10年間）の安定した研究資金と、研究に専念できる環境を一体的に提供

- 多様性と融合により破壊的イノベーションにつながる新たなシーズの創出を目指す「創発的研究」を支援
- 面接も含めた多段階審査により研究者の人物や研究構想を評価し、採択率約10%の競争を経て研究者を採択
- 丁寧な伴走支援に加え、国際競争力や研究者の融合・流動性等を強化する取組（国際共同研究やポストドク等の支援など）を実施
- 採択研究者のTop10%論文割合が我が国の平均を大きく上回るなど優れた成果を創出

○ 支援内容

年間700万円（平均）の
安定した研究資金



研究者の環境改善に
努めた機関への追加支援



「創発の場」の形成
POによるメンタリング



若手・新領域支援の一体改革による新領域創出のイメージ

国際的な研究への支援強化

国際先導研究

【～5億円、7年】
(10年まで延長可)

国際共同研究強化

【～1,200万円、～3年】

帰国発展研究

【～5,000万円、～3年】

新興・融合領域研究

基盤研究(S)

【5,000万円～2億円、5年】

基金化による研究時間確保

基盤研究(A)

【2,000～5,000万円、3～5年】

国際性評価による重点配分の拡充

基盤研究(B)

【500～2,000万円、3～5年】

基盤研究(C)

【～500万円、3～5年】

【科研費の制度改革と充実】

※二重枠線は基金化種目

新領域開拓の支援

「学術変革研究」種目群

「創発」で生まれた
融合の芽を
領域研究へ発展

創発的研究支援事業

新興・融合領域研究

学術変革領域研究(A)

【5,000万円～3億円／年、5年】

学術変革領域研究(B)

【～5,000万円／年、3年】

挑戦的研究(開拓)

【500～2,000万円、3～6年】

若手支援強化枠創設

挑戦的研究(萌芽)

【～500万円、2～3年】

（※博士号取得後15年以内）

（担当：研究振興局学術研究推進課）

科研費を通じた研究システム改革の実現（令和8年1月）



□ 財政審建議において示された「若手研究者の活躍機会の乏しさ」「研究の国際性の乏しさ」「資金配分の硬直性」に対応した**科研費そのものの大幅見直し**に加え、**科研費が他の取組に横串を刺し、これまでにない研究システム全体での大胆な改革**を進める。

若手研究者の活躍機会の拡大

【現状】

- ・国立大学本務教員(40歳未満) : 30%(H16) → 22%(R4)
- ・科研費の採択率(40歳未満) : 26%(H16) → 35%(R6)

【今後の取組】

- ・若手研究者の新領域・国際研究の拡充等(R7審査～)により若手の活躍機会を拡大するとともに、基金化(R7補正)を通じて若手の研究時間を確保

研究の国際性の推進

【現状】

- ・国際共著論文割合 : 日本36.5%(R5)
※ 米国46.7%、英国75.5%、ドイツ64.2%

【今後の取組】

- ・国際性評価の高い研究への重点配分(R7～)や国際種目の採択枠の拡大(R7補正)、国際種目の整理・再編も検討するなど、国際的な研究を加速

資金配分の硬直性の打破

【現状】

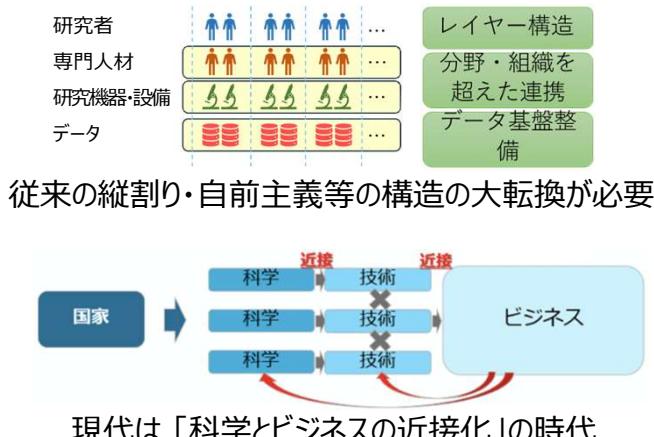
- ・科研費の審査システムを見直し、新たな審査区分(大型種目321→11)や方式を導入(H30)

【今後の取組】

- ・審査区分の抜本的見直し(R7パブコメ、R9～適用)や学際研究の発展に資する審査の導入(R7導入検討、R9～試行)など、分野硬直性の打破を加速

新たな時代の要請に対応した研究システム全体での改革

【現状】



【今後の取組】

AI for Science

- ・審査や研究におけるAI活用を推進し、研究の高度・加速化を支援

先端研究基盤刷新事業(EPOCH)

～全国の研究者が挑戦できる研究基盤への刷新～

- ・先端設備・機器の整備・共用・高度化を推進し、競争的研究費の使途の変容促進(設備の重複確認等)

組織を超えた連携

- ・人／データベース／戦略等においてJSPS-JSTなどFA間の相互効果を発揮
- ・経済界と学術界の関係強化(民間の基礎研究グラン트の掘り起し・接続等)

科研費と他取組・制度との連携・接続を強化し、研究システム全体の改革を実施
(今年度から順次改革に取り掛かる)

AI for Scienceによる科学研究革新プログラム

令和7年度補正予算額

370億円

課題・取組の方向性

- タンパク質の構造予測を行うAlphaFold（ノーベル賞）は研究にかかる時間とコストを劇的に削減するなど、**AIは、研究力の生産性の向上のみならず、科学研究の在り方そのものを変革**。国際的にAIの研究開発や利活用への投資が進む中、**自国でAI研究開発力を保持することは安全保障上極めて重要**。科学研究におけるAI利活用（AI for Science）において、米国・EU等は国家的な取組として、リソース（計算資源・研究資源・人材・データ等）を有効活用し、戦略的に推進。
- 我が国においては、世界最高水準の情報基盤を有するとともに、**ライフ・マテリアル等の重点分野において次のAI開発・利活用の要となる質の高い実験データを持つ等の強み**を有しており、これらのリソースを最大限活用し、**科学基盤モデル・AIエージェント開発、次世代AI駆動ラボシステム開発、これらの実装に向けた取組を進めることで、第7期科学技術・イノベーション基本計画で目指す研究力向上を牽引**。

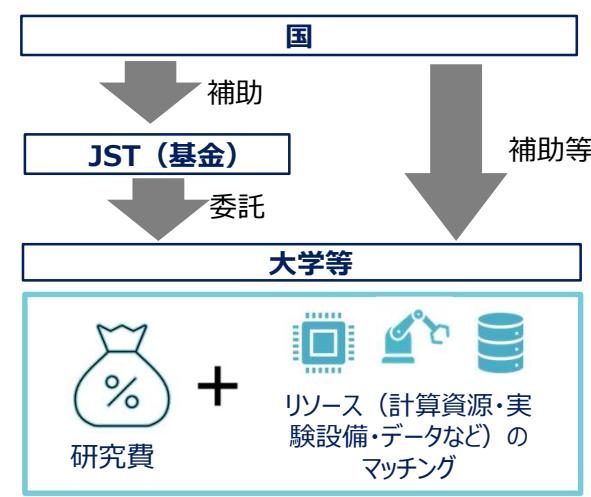
事業内容 事業実施期間

～令和10年度

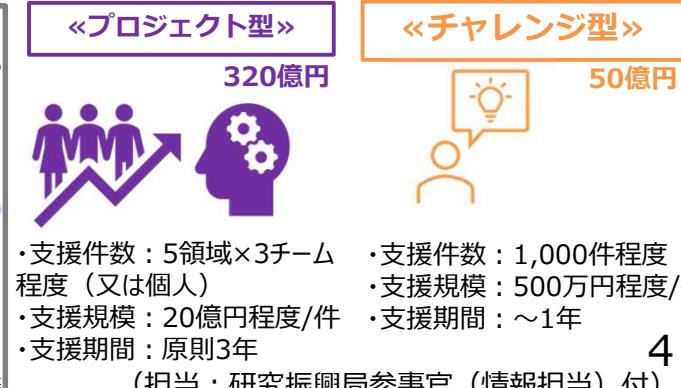
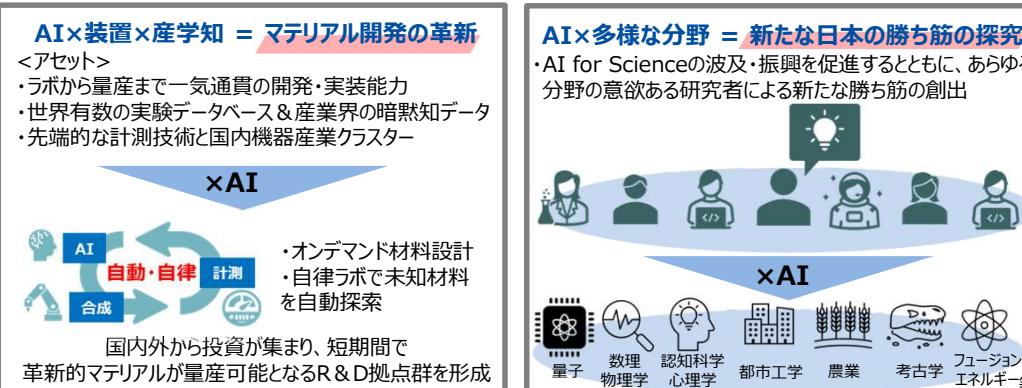
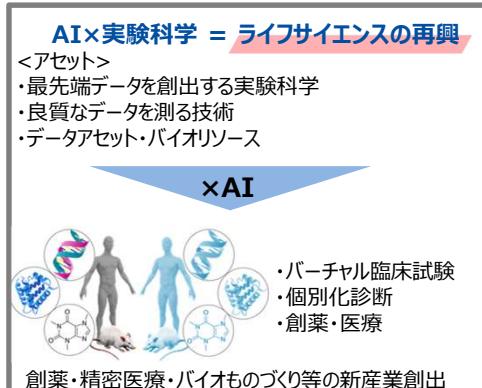
- 国のコミットメントの下で、我が国が有する**計算資源等のリソースを戦略的かつ機動的に配分しながら**、重点領域への集中投資により世界をリードすることを目指す**プロジェクト型（基金事業）**と、あらゆる分野における波及・振興及び先駆的な研究を目指す**チャレンジ型を両輪**とし、**AI for Science先進国**の地位を確立する。
- ① プロジェクト型**：我が国の**勝ち筋となる重点領域**において、シミュレーションデータに加え、実験データの取得・活用による**我が国発の最先端AI基盤モデル・AIエージェント開発、次世代AI駆動ラボシステム開発、これらの実装に向けた取組を一体的に推進**。我が国の研究力を抜本的に強化するとともに、産学の協働により、研究開発投資を促進し、先駆的取組の早期実装・ビジネス化により**科学研究を変革するイノベーションを創出**。
- ② チャレンジ型**：あらゆる分野の研究者がAIを活用して科学研究の高度化・加速化を図るために、計算資源の確保等の研究環境を整備し、アカデミア全体にAI for Scienceの波及・振興を促進し、意欲ある研究者による次の種や芽となる新たなアイデアへの挑戦への支援を行うとともに、我が国独自の競争優位を築く先駆的な研究を創出。

※上記の他、AI for Scienceに不可欠な計算基盤の環境整備として、76億円を別途計上。

【事業スキーム】



【取組のイメージ】





先端研究基盤刷新事業

～全国の研究者が挑戦できる研究基盤への刷新～

EPOCH: Empowering Research Platform for Outstanding Creativity & Harmonization 令和7年度補正予算額

530億円 文部科学省

背景・課題

- ◆ 我が国の研究力強化のためには、研究者が研究に専念できる時間の確保、研究パフォーマンスを最大限にする研究費の在り方、研究設備の充実など、研究環境の改善のための総合的な政策の強化が求められている。特に、研究体制を十分に整えることが難しい若手研究者にとってコアファシリティによる支援は極めて重要であり、欧米や中国に対して日本の研究環境の不十分さが指摘される要因となっている。
- ◆ 加えて、近年、多様な科学分野におけるAIの活用(AI for Science)が急速に進展する中、高品質な研究データを創出・活用するため、全国の研究者の研究設備等へのアクセスの確保や計測・分析等の基盤技術の維持は、経済・技術安全保障上も重要である。

事業内容

- ◆ 第7期科学技術・イノベーション基本計画期間中に、我が国の研究基盤を刷新し、若手を含めた全国の研究者が挑戦できる魅力的な研究環境を実現するため、全国の研究大学等において、地域性や組織の強み・特色等も踏まえ、技術職員やURA等の人材を含めたコアファシリティを戦略的に整備する。
- ◆ あわせて、研究活動を支える研究設備等の海外依存や開発・導入の遅れが指摘される中、研究基盤・研究インフラのエコシステム形成に向けて、産業界や学会、資金配分機関(FA)等とも協働し、先端的な研究設備・機器の整備・共用・高度化を推進する。

研究の創造性と協働を促進し、
新たな時代(Epoch)を切り拓く先導的な研究環境を実現

先端的な装置の開発・導入

- 研究ニーズを踏まえた試作機の試験導入
- 共同研究による利用拡大・利用技術開発
- IoT/ロボティクス/AI等による高機能・高性能化

人が集まる魅力的な場の形成

- 最新の研究設備や共有機器等の集約化
- 技術職員やURAによる充実した支援
- 自動・自律・遠隔化技術の大胆な導入

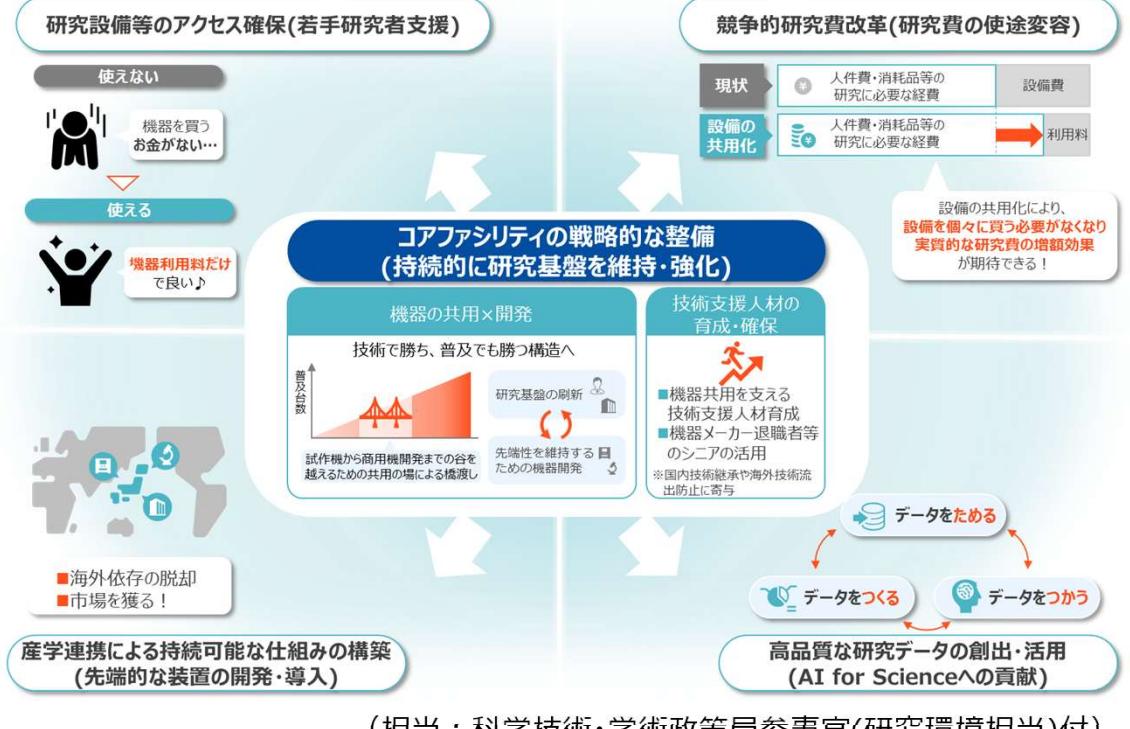
持続的な仕組みの構築

- 機器メーカー等民間企業との組織的な連携
- 技術専門人材の全国的な育成システムの構築
- 研究設備等に係る情報の集約・見える化

組織改革（中核となる研究大学等の要件）

- 組織全体としての共用の推進を行う組織（「統括部局」）の確立
- 「戦略的設備整備・運用計画」に基づく持続的な設備整備・運用
- 共用化を促進させる研究者や部局へのインセンティブの設計
- 競争的研究費の使途の変容促進（設備の重複確認等）
- コアファシリティ・ネットワーク形成の主導と成果の検証 等

対象：研究大学等
採択件数：15件程度(①10件②5件)
事業期間：10年間
【①既存施設】事業費：約30億円※
【②施設新設】事業費：約20億円※
施設整備：約20億円
※当初3年分をJSTを通じて実施



研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン

概要

～すべての研究者がいつでもアクセスできる共用システムの構築を目指して～



- 我が国の研究力強化のためには「人材」「資金」「環境」の三位一体改革が重要。研究設備・機器の「共用」の推進は、「環境」に係る重要施策として位置
- 各機関による幅広い共用の推進は、研究者に、より自由な研究環境を提供。各経営戦略に基づく研究設備・機器の共用を含めた計画的マネジメントが重要
- 研究・事務等の現場による共用の推進及び経営層による共用を通じた経営戦略の実現を図るため、各機関の参考手引きとして、国がガイドラインを策定

共用システムを推進する背景

現状

- 一部の機関では設備・機器の共用の取組が進む一方、研究者が必ずしも必要な研究設備・機器にアクセスできないない
- 予算減少により設備・機器の新規購入や更新が困難など、研究環境を取り巻く状況は依然深刻

方向

- 各機関が、研究設備・機器について、経営資源として果たす機能を再認識の上、共用をはじめとした新しい整備・運用計画の策定によって、経営戦略と明確に結びつけ、資源再配分・多様化を含めた研究マネジメントの最適化を実現し、研究力を強化

第6期科学技術・イノベーション基本計画

- 2021年度までに、国が研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等を策定する。なお、汎用性があり、一定規模以上の研究設備・機器については原則共用とする。
- また、2022年度から、大学等が、研究設備・機器の組織内外への共用方針を策定・公表する。

統合イノベーション戦略2022

- 「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」を周知し、大学等における研究設備・機器の組織内外への共用方針の策定・公表を促進することで、2025年度までに共用体制を確立する。

共用システムを導入する機関としての意義とメリット

限りある資源の効果的な活用

- 各機関は、共用に取り組むことを契機として、設備・機器に係る所要経費も含めた管理の実態を把握し、財務状況と経営戦略に鑑みた継続的な設備整備・運用が可能。（「戦略的設備整備・運用計画」の策定）

外部連携の発展（共同研究、産学・地域連携）

- 多様なプロフェッショナルの協働による設備・機器の共用は、研究者コミュニティや産業界・地域との連携及び人材交流の基盤を形成することにより、各機関の新たな価値創出を促し、研究力の強化と経営力の底上げに寄与。（「チーム共用」の推進）

効率的な管理・運用（時間・技術・資金のメリット）

- 設備・機器とそれを支える人材が、各機関における経営戦略基盤の一角として、一体的にマネジメントされることにより、研究者の研究時間確保や技術職員の技能向上・継承、設備・機器の継続的・効率的な整備・運用、並びに保有施設スペースの有効活用に寄与。

共用システムの構成にあたってのポイント（戦略的経営実現のための共用マインドセット改革、研究設備・機器を最大限活用・促進する共用システム改革、設備整備運用改革）

基本的な考え方

経営戦略における明確化

- 研究設備・機器を重要な経営資源の一つと捉え、研究設備・機器とそれを支える人材の活用を、機関の経営戦略に明確に位置づけることが重要。



「チーム共用」の推進

- 役員、研究者、技術職員、事務職員、URA等の多様なプロフェッショナルが連携し、機関として研究設備・機器の共用推進への協働が重要（チーム共用）。



「戦略的設備整備・運用計画」の策定

- 研究設備・機器に関連する多様な状況を把握・分析し、機関の経営戦略を踏まえた中長期的な「戦略的設備整備・運用計画」を策定することが重要。



共用システムの構成・運営体制

共用の経営戦略への位置づけ

- 各機関の経営戦略に、①設備・機器が重要な経営資源であること、②設備・機器の活用方策として共用が重要であること、③設備・機器の共用システムの構築・推進を図ること、を位置付けることが重要

「統括部局」の確立

- 共用の推進を行う「統括部局」を、機関経営への参画を明確にし、明示的に位置付けることが重要。
- 共用を含め、機関全体の研究設備・機器マネジメントを担う組織として、設備・機器の整備・運用、それらに関わる仕組みやルールの策定、技術職員の組織化等を進めていくことが有効。

連携

共用システムの実装に関連する事項

財務の観点

- 利用料金は、研究設備・機器の整備・運営をより継続的に維持・発展させていく上で重要な要素の一つと捉えることが重要
- 機関の経営戦略を踏まえつつ、個別の研究設備・機器や利用者のカテゴリに応じた利用料金設定を検討することが有効
- 利用料金設定にあたり、設備・機器の多様な財源による戦略的な整備の観点から、財務担当部署が積極的に関与することが重要。

人材の観点

- 技術職員は、高度で専門的な知識・技術を有しており、研究者とともに課題解決を担うパートナーとして重要な人材。
- 研究設備・機器の整備・運用にあたって技術職員が持つ能力や専門性を最大限に活用し、機関の経営戦略の策定にも参画するなど、活躍の場を広げていくことが望まれる。その際、貢献を可視化する取組も重要。

共用の範囲・共用化のプロセス

- 戦略的な整備・運用には機関全体での共用システム整備が重要。
- 経営戦略を踏まえつつ、統括部局主導のもと、研究設備・機器の主たる利用の範囲を設定しつつ、利用範囲の拡大や、システム共通化について検討することが重要。
- その際、経営層や財務・人事部局も巻き込むことが有効。

共用の対象とする設備・機器の選定

- 公的な財源による設備・機器の整備の場合、統括部局によるガバナンスの下、経営戦略に基づく共用化の検討・判断を行うことが望まれる
- ① 基盤的経費：共用化の検討を行うことが原則。
- ② 競争的研究費：プロジェクト期間中でも共用が可能なことを認識し、当該プロジェクトの推進に支障のない範囲で一層の共用化を。

具体的な運用方法

- 設備・機器の提供に関するインセンティブ設計
- 各機関の戦略に基づく運用を担保する内部規定類の整備
- 使用できる設備・機器の情報の機関内外への見える化
- 利用窓口の一元化・見える化、予約管理システムの活用
- 不要となった設備・機器のリユース・リサイクル

研究設備・機器の共用の促進について

- 共用が進まない背景にはやむを得ない要因があるものの、限られた研究費の有効活用を図る観点も重要であるため、補助事業の遂行に支障のない範囲内で共用を促進することが必要。
- 科研費の使用ルール（研究者・研究機関）において、科研費により購入した研究設備・機器の共用に努めるべき旨を定めることで、研究設備・機器の共用を促すとともに、研究費の有効活用を図る。

○研究者使用ルールの追加項目

【研究設備・機器の共用】

研究代表者及び研究分担者は、直接経費により購入して研究機関に寄付した研究設備・機器のうち、次に掲げる条件の全てを満たすものについては、所属する研究機関が「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」（令和4年3月大学等における研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等の策定に関する検討会）に基づいて構築する共用システムを通じて、所属する研究機関の内外への共用に努めなければならない。

- ・取得価額が1,000万円以上であること。
- ・他の研究でも利用できるような汎用性を有すること。
- ・当該研究設備・機器を共用に供することで、補助事業の遂行に支障をきたすおそれがないこと。

○機関使用ルールの追加項目

【研究設備・機器の共用】

研究代表者又は研究分担者から寄付を受けた研究設備・機器のうち、次に掲げる条件の全てを満たすものについては、「研究設備・機器の共用推進に向けたガイドライン」（令和4年3月大学等における研究設備・機器の共用化のためのガイドライン等の策定に関する検討会）に基づいて共用システムを適切に構築することを通じて、当該研究設備・機器の共用の促進に努めなければならない。その際、同ガイドラインp26に定める「研究設備・機器の見える化」については、当該研究設備・機器を研究機関独自の検索システム又は複数の研究機関が参画する検索システムに登録することにより、**研究機関内外に対して可視化することに努めなければならない**。

- ・取得価額が1,000万円以上であること。
- ・他の研究でも利用できるような汎用性を有すること。
- ・当該研究設備・機器を共用に供することで、補助事業の遂行に支障をきたすおそれがないこと。

※令和7年度から研究者使用ルール、機関使用ルールに追加

今後の公募スケジュール(予定)

<令和9(2027)年度採択分>

研究種目名	公募開始	公募締切	審査結果通知	交付内定
特別推進研究	令和8年4月10日	令和8年6月16日	令和9年1月上旬	令和9年4月上旬
基盤研究（S）	令和8年4月10日	令和8年6月16日	令和9年2月中旬	令和9年4月上旬
学術変革領域研究（A・B）	令和8年4月10日	令和8年6月16日	令和9年2月中旬 (令和8年9月下旬(※))	令和9年4月上旬
学術変革領域研究（A）（公募研究）	令和8年7月14日	令和8年9月17日	令和9年2月中旬	令和9年4月上旬
基盤研究（A・B・C）、若手研究	令和8年7月14日	令和8年9月17日	令和9年2月26日	令和9年4月上旬
挑戦的研究（開拓・萌芽）	令和8年7月14日	令和8年9月17日	令和9年6月30日 (令和9年2月下旬(※))	令和9年6月下旬
奨励研究	令和8年7月14日	令和8年9月17日	令和9年1月29日	令和9年4月上旬
研究成果公開促進費	令和8年7月14日	令和8年9月17日	令和9年3月下旬	令和9年4月上旬

<令和8(2026)年度採択分>

研究活動スタート支援		令和8年3月1日	令和8年5月8日	令和8年7月31日	令和8年7月下旬
国際共同研究加速基金	国際先導研究	令和8年1月9日	令和8年3月13日	令和8年11月下旬 (令和8年5月中旬(※))	令和8年11月下旬
	国際共同研究強化	令和8年7月14日	令和8年9月17日	令和9年2月下旬	令和9年2月下旬
	帰国発展研究	令和8年7月14日	令和8年9月17日	令和9年2月下旬	令和9年2月下旬

(※)括弧内は「事前の選考」の審査結果通知の時期。(学術変革領域研究(A)では「事前の選考」を行いません。)

ヒト胚モデルの研究に携わる皆様へ



令和6年11月に総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）生命倫理専門調査会において「ヒト胚モデルの取扱いについて（中間まとめ）」が取りまとめられました。これを受けて、文部科学省において関係指針の改正が予定されていることから、施行後に、ヒト胚モデルの作成研究を行う際は、倫理審査委員会の審査及び国への届出等が必要になります。



ヒト胚モデルとは？

ヒト幹細胞から作成される胚の構造を統合的に模倣、あるいは初期発生を模倣する、3次元培養構造体をいい、具体的に、プラストOID、バイラミノイド、ペリガストROID、ガストROID等が該当します。
なお、肝臓など単体の臓器を模倣する構造体や、肝臓や心臓など複数の臓器を模倣する構造の集合体はオルガノイドであり、ヒト胚モデルとは区別されます。

どんなルールが適用されるの？

- ① 胎内移植などヒト胚モデルからの個体産生の禁止
- ② ヒト胚モデルの培養期間等に関する倫理審査委員会の審査、国への届出
- ③ ヒト胚モデルを譲渡する際の手続き
- ④ 研究成果の公開、研究に関する情報提供等が求められます。



適用される指針

- (1) ES細胞のみから作成 → ヒトES細胞使用指針
- (2) iPS細胞等から作成 → 生殖細胞・ヒト胚モデル作成指針（旧生殖細胞作成指針）
- (3) 両方から作成 → 両指針適用ですが、ヒトES細胞使用指針の手続きのみで研究を実施できます

現在すでにヒト胚モデルの作成研究をしている方は

- ✓ iPS細胞等からヒト胚モデルを作成している場合は、施行日※から3ヶ月の間に、研究計画書を作成し、文部科学大臣への届出が必要になります。この際、研究計画書へのヒト胚モデルの培養期間の記載や倫理審査委員会の審査は不要です。
※施行日は令和8年4月以降予定（施行日は確定次第、二次元コード先の文部科学省HPで周知いたします。）
- ✓ ES細胞とiPS細胞等の両方からヒト胚モデルを作成している場合も、同様の届出が必要になります。既存のES細胞使用計画書とは別に、既存の計画書にiPS細胞等を使用する旨を追記した研究計画書を作成し、新たに届け出してください。

* ES細胞のみからヒト胚モデルを作成している場合は、既にヒトES細胞使用指針に基づく使用計画書の届出をしているため、そのまま研究を続けることができます（届出は不要）。

* いずれの場合も、使用計画・研究計画の変更を行う際には、計画書にヒト胚モデルの培養期間を記載し、倫理審査委員会の審査が必要になります。

* 手続きの詳細は、二次元コード先の「ヒト胚モデル作成研究の手引き」をご確認ください。

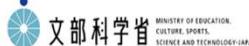


文部科学省 研究振興局 ライフサイエンス課 生命倫理・安全対策室
MAIL ethics@mext.go.jp

詳細はこちらから



文部科学省ホームページ掲載箇所（ヒト胚モデル作成研究について）
https://www.mext.go.jp/a_menu/lifescience/bioethics/mext_00007.html



会見・報道・お知らせ

政策・審議会

白書・統計・出版物

申請・手続き

文部科学省の紹介

サイトマップ

> English

文字サイズの変更

小

中

大

検索

トップ>科学技術・学術>ライフサイエンス>生命倫理・安全に対する取組>ヒトES細胞研究・生殖細胞作成研究>ヒト胚モデル作成研究>ヒト胚モデル作成研究について(令和7年12月19日時点)

○ヒト胚モデル作成研究について(令和7年12月19日時点)

文部科学省では、令和6年11年7日に総合科学技術・イノベーション会議 生命倫理専門調査会において「ヒト胚モデルの取扱いについて（中間まとめ）」が取りまとめられました。

・ヒトES細胞から「ヒト胚モデル」を作成する研究に関する指針（平成31年文部科学省告示第68号）
・ヒトIPS細胞等（ヒトES細胞を除くヒト幹細胞）から「ヒト胚モデル」を作成する研究に関する指針※1（平成22年文部科学省告示第88号）
を改正する予定です。（改正指針は令和8年4月以降に施行予定）

これに伴い、
ヒト胚モデル作成研究を行う場合には、今後、機関内の倫理審査委員会の審査や国への届出等の各種手続きが必要になります。

本ページでは、ヒト胚モデル作成研究に適用される新たなルールについてまとめた「研究の手引き」を掲載しておりますので、ヒト胚モデル作成研究の実施にあたっては、手引きの内容を十分に確認の上、必要となる手続きを行ってください。

※1 ヒト胚モデル作成研究にも適用されることになるため、「ヒトIPS細胞等から生殖細胞又はヒト胚モデルの作成を行う研究に関する指針」に指針名称を変更予定。

※2 施行日は確定次第速やかに本ページ等で周知いたします。

生命倫理に関する取組

- ・人を対象とする生命科学・医学研究
- ・ヒトES細胞研究・生殖細胞作成研究
- ・特定胚研究
- ・ヒト受精卵を作成して行う研究
- ・ヒト受精卵の提供を受けて行う研究

安全に関する取組

- ・遺伝子組換え技術・ゲノム編集技術を用いた研究（カルタヘナ法開発）

関連指針案

- 「ヒトES細胞の使用に関する指針」条文比較表 (PDF 258KB)
- 「ヒトIPS細胞又はヒト組織幹細胞からの生殖細胞の作成を行う研究に関する指針」条文比較表 (PDF 307KB)

ヒト胚モデル作成研究の手引き等

- ヒト胚モデルの研究に携わる皆様へ(周知用チラシ) (PDF 777KB)
- ヒト胚モデル作成研究について(研究の手引き) (令和7年12月19日掲載) (PDF 559KB)

ヒト胚モデル作成研究の実施にあたって必要となる手続きは、改正指針の施行前から研究を実施している場合と施行後から研究を開始する場合で異なることにご留意ください。

報告書

- ヒト胚モデルの取扱いについて(中間まとめ)(令和6年11月7日 生命倫理専門調査会)

審議会等情報

- 特定胚等研究専門委員会
- 総合科学技術・イノベーション会議 生命倫理専門調査会

お問合せ先

文部科学省研究振興局 ライフサイエンス課生命倫理・安全対策室
E-mail : ethics@mext.go.jp